

令和4年度第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（令和4年4月7日（木））

報告事項：「福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例」の制定について

児童家庭課：（条例の説明）

安永委員： 13ページの13番、立入調査、再出頭要求、安否の確認と書いてあるが、令状は県知事が出すということでもいいのか。

児童家庭課： 立入調査は、県知事の判断で行うことができる。

安永委員： 刑事事件でないため警察は民事不介入となり、警察を連れて行っても何もできないと思うが、このような場合、児童相談所の職員だけで行くということではよいか。

児童家庭課： 保護者から強い反発があることが予想されるため、警察に援助を求めるということを条例に盛り込んでいる。

堺委員： 要望をさせていただきたい。

2ページの4その他の主な内容（2）虐待の未然防止の中で記載されているショートステイや一時保護は、虐待の未然防止にとっても効果的である。

ショートステイや一時保護は、短期入所の暫定定員のカウントに含まれるよう県から国に投げかけてもらいたい。

小坂委員： パブリックコメントの結果、何か変わった点はあるか。

児童家庭課： パブリックコメントの意見として、虐待の未然防止のために周知啓発と市町村との連携が大事であるというものが大多数であった。

すでに盛り込んでいたものであったので、パブリックコメントを踏まえて大きく変更したところはない。

実際、今後の実行段階では、それを主に取り組んでいきたいと考えている。

そういったことでパブリックコメントの意見を反映していきたいと考えている。

阿部会長： 4月1日からこの条例が施行されたということの説明であった。